



特定非営利活動法人 AM ネット



2012 年度 会員総会資料

会員総会プログラム

冒頭挨拶	p.2
第 1 号議案 2011 年度活動報告と評価	
食料・農業分野	p.3
水分野	p.5
地域分野	p.7
組織体制	p.9
第 2 号議案 2011 年度会計報告	p.11
監事報告(別紙)	
第 3 号議案 2012 年度活動方針案	
穏やかで豊かな地域づくり	p.12
食と農	p.13
水と人権	p.13
組織体制	p.13
第 4 号議案 2012 年度・2013 年度予算案	p.14
第 5 号議案 2012 年度・2013 年度事業計画書	p.16
第 6 号議案 定款変更	p.18
AM ネット定款	p.19

日時:2012 年 3 月 4 日(日) 11:00 ~ 12:00

場所:城北市民学習センター(大阪市旭区高殿 6 丁目 14 番 6 号)

冒頭挨拶

2011年3月11日に発生した東日本大震災そしてその後起きた福島第一原子力発電所の事故は、これまで安心・当然と思われていたものへの疑問を顕在化させ、未来への変革の意思を私たちに突きつけました。AM ネットも3月に予定していたグローバル市民水フォーラムを、9月に延期せざるをえなくなりました。

世界に目を転じて、2011年がいかに激動の年であったか痛感されます。1月のエジプトから始まる「アラブの春」と言われる反政府運動と民主化運動が広がりました。9月のアメリカ・ニューヨークで始まった「ウォール街を占拠(オキュパイ)せよ」運動は日本やドイツ、イギリスといった多くの先進国の市民社会に波及し、「We are the 99%(私たちが99%)」を合言葉に、ごく一握りの富裕層だけが潤う経済システムへの怒りを露わにした行動が各地で見られました。さらに後半にはギリシャ財政危機に端を発したユーロの問題が浮上し、いまだ EU 各国への大きな影響が生まれています。

そんな中、2011年10月に野田首相が表明した TPP(環太平洋戦略的経済連携協定)への交渉参加は、グローバル化の問題を迫っていた私たちにとっても懸念すべき事態となりました。かつて MAI という多国間投資協定が交渉されたことがあります。これは OECD で交渉された国際的な投資の保護と紛争解決手続きを含むもので、AM ネットを含む世界中の NGO が反対し、最終的に交渉は頓挫しました。

TPP は MAI をより高度な形で「進化」させ、対象分野を広げたものとも言えます。AM ネットでは TPP の問題点のみならず自由貿易協定や自由貿易が広がることでの影響やその歴史を再認識し、講演会や記者会見、twitter などのソーシャルメディアを駆使し積極的に発言を行いました。

TPP は市民に重大な影響を及ぼすにもかかわらず情報公開が不十分な上、意見交換する機会も与えられていません。AM ネットは他団体とのネットワークを生かし、政府に情報公開と市民参加の申入れの準備を行っています。

2012年度は TPP に関する活動に加え、これまで「地域分野」として展開してきた循環型社会の構築に向けた活動を「穏やかで豊かな地域づくり」を目指してひとつにし、京都・桂川流域の現地調査を始めます。

農地収奪や TPP にも関わる遺伝子組み換え作物の表示義務などの「食と農」分野、前述のグローバル市民水フォーラムでも紹介された水道事業の私営化・水ビジネス・投資の問題や国連決議から水と人権の重要性を再考する「水と人権」分野も、AM ネットの活動の大きな柱であることは変わりません。

2011年も会員の皆様のご支援のもとで活動することができました。TPP の問題が明らかになるに従って、AM ネットが訴えてきたことがようやく広がりを持ちつつあります。今後どのような社会を構想していくのか、皆様と一緒に考えていきたいと思っております。引き続き2012年もご支援、ご協力くださいますよう、事務局員一同よろしくお願ひ申し上げます。

AM ネット代表理事 松平 尚也
AM ネット事務局長 武田かおり



第1号議案 2011年度の活動報告と評価

【食料・農業分野】

【2011年度の活動方針】

1. 日本の食卓の現状を入口に世界の食料問題とリンクさせて多様な分析と情報発信を行い、社会的ニーズを発掘し活動活性化を目指す。取り上げるテーマは「食料への権利」「TPP と食料・農業」「農地争奪」「世界の食料格差」「日本の食卓と世界のつながり」「国内における GMO 大豆栽培承認の動き」など。
2. 担い手の多角化・多様化を目指し、メンバーの外部執筆や講演機会を増やす仕組みづくりを行う。

具体的な活動計画

学習会の開催2回
 予算：5万円(会場費、講師謝礼、講師交通費)

メディア掲載5本以上

【2011年度の活動報告と評価】

1. TPP への対応で活動方針案に示した各論の調査研究・活動への関わりは少し薄いものになりました。組織基盤の脆さを感じる一方で、これまでの蓄積を活用して TPP 問題の中で食料問題を改めて論じることができたことは積極的に評価できます。TPP 問題の需要は高く、講演と原稿依頼の半分以上を TPP が占めました。また、外部からの講演依頼への対応のため、当初予定していた自主企画・秋の食料セミナーをそちらに振り替えました。

一方、世界で進行する農地争奪に関して 2011 年から松平が個人で関わっており、難しい問題ながら 2012 年に原稿を執筆予定なので、もう一度メンバー間で共有しつつ、AM ネットとしての関わりを再考する必要があります。

2. 担い手の多角化・多様化については、メンバー間で少し議論し、来年度から本格化させる準備期間になりました。メンバー間で情報の共有やアウトプットを出す仕組みの基礎づくりを行いました。

執筆活動:計5回

媒体	内容
「月刊むすぶ」2011年2月号	「TPPの何が問題なのか?」松平尚也
「季刊地域」2011年春号	「世界の食料価格高騰の複合要因」松平尚也
自治労編集サービス新春号	「TPPと日本の未来」松平尚也
「京都民報」4月24日号	書評「食料主権のグランドデザイン」(村田武編著)松平尚也
「現代農業」5月号	「TPP問題は農産物の関税撤廃だけではない」松平尚也
「京都民報」11月6日号	「TPPから未来を想像すること」松平尚也

講演活動:計8回

時期	場所	内容	主な担い手
1月26日(水)	神戸	「TPPを読み解く～グローバル化と日本農業～」 企画:神戸学生青年センター・食料環境セミナー 参加者:約50名 備考:朝日新聞に案内記事掲載	松平尚也
1月28日(金)	神戸	「水からつながる日本とネパール」 企画:関西NGO協議会、AMネット、PHD協会 参加者:約30名	松平尚也 堀内葵
3月5日(土)	京都	“食”のあり方を考えるドキュメンタリー映画「ありあまるごちそう」の解説 企画:京都みなみ会館 参加者:約30名(映画上映終了後) 備考:2010年の学習会「脱!肥満と飢餓」のイベントを見て事務局に講演依頼。京都新聞夕刊に案内記事掲載。	松平尚也 堀内葵
7月7日(木)	京都	「いま、日本で外国人を生きるということ」で講演 企画:京都大学 京都大学グローバルCOEプログラム次世代ユニット研究 参加者:約30名 場所:京都大学グローバルCOE研究員の友人に昨年度から継続して講演依頼	松平尚也
8月30日(火)	神戸	農楽カフェ「農業と政治」で講演 企画:NPO法人棚田LOVER's 参加者:25名 備考:「みどりの未来」経由の講演依頼	松平尚也
10月16日(日)	大阪	日本の未来を考える(TPPって何?) 企画:茨木市シニアカレッジ未来塾 現代社会を楽しく読み解くコース 参加者:30名 備考:ヒューライツ大阪の藤本伸樹さんから紹介。 若手の活動家育成ということで好評であり、2012年度も継続して講演することになった。	松平尚也
12月2日(金)	大阪	「TPPの何が問題なのか?」と題し、講演 企画:社会民主党大阪府連合・さよなら原発実行委員会 参加者:25名 備考:大阪W選で人が集まらず 今後も協力関係継続確認	松平尚也
12月8日(木)	京都	「TPPって私たちにも関係あるの?私たちの暮らしは変わるの?知っておかないと!」と題し講演 企画:コープ自然派京都 参加者:30名 備考:今後もイベント開催予定	松平尚也

【水分野】

【2011年度の活動方針】

1. 「流域循環社会」構築に向けた調査研究および講演活動を行なう。
2. 国内や海外の NGO とのネットワークを強め、調査研究を行なう。取り上げるテーマは、「水への人権」、「貧困層への水供給」、「民営化ではないオルタナティブ」、「水道の再公営化」など。
3. 日本政府・自治体・企業の推進する「水ビジネス」に関する情報収集および分析を進め、人権保護や公共性の観点から提言をまとめる。

具体的な活動計画

他団体と共同で調査研究を3本実施

予算:200万円(人件費、海外渡航費、通訳謝礼、交通費など)

学習会の開催 3回

予算:30万円(会場費、講師謝礼、講師交通費など)

メディア掲載 5本以上

【2011年度の活動報告と評価】

1. 「流域循環社会」構築に向けた調査研究は、予算を確保できず実施体制を組めなかったため、2011年度中の実施には至りませんでした。

講演や浄水場見学会を通して、流域循環の重要性を伝える機会を複数回持つことにより、情報提供に務めました。

2. インドネシアの水道実態調査を国内外の NGO と協力して実施し、水道民営化後も続く水資源の不平等な分配についてまとめました。調査結果は AM ネット会報および他団体発行の雑誌で報告し、9月の「グローバル市民水フォーラム」や10月の講演で発表しました。

また、2010年から継続して紹介してきた国連の「水と衛生設備に関する人権決議」に関するレポートを翻訳・配布することで、国連で承認された「水への人権」に関する情報提供を行ないました。

以上のように、「水への人権」、「貧困層への水供給」、「水道の再公営化」について取り上げましたが、「民営化ではないオルタナティブ」について取り上げることはできませんでした。

3. インターネットでの検索や国内外 NGO のネットワークのニュースレターを中心に情報収集を行ない、twitter とブログを利用して企業や自治体による水ビジネスに関する情報を発信しました。

ただし、情報提供という側面が強く、その分析を行なったり提言をまとめたりすることには至りませんでした。

活動実績:主催事業2回

時期	場所	内容	主な担い手
2月15日(火) -19日(土)	インドネシア ジャカルタ	現地水道調査および水道局、労働組合、民間水道会社への聞き取り調査を実施	堀内葵
9月24日(土)	大阪・難波市民学習センター	「グローバル市民水フォーラム」をNPO 法人水政策研究所と共催 参加者:60名	神田浩史 堀内葵

講演活動:6回

時期	場所	内容	主な担い手
2月10日(木)	宝塚市立看護専門学校	ヴァーチャル・ウォーターなど水問題に関する出前授業を実施	堀内葵
3月27日(日)	神戸・元町映画館	映画「フロウ～水が大企業に独占される!～」の解説トークを担当	堀内葵
5月29日(日)	東京・国立オリンピック記念青少年総合センター	A SEED JAPAN 主催「水源 WATCH なう! -みんなの”つぶやき”で水源を守ろう! -」で世界の水道民営化の問題点について講演	堀内葵
10月10日(月)	パタゴニア大阪店	A SEED JAPAN 主催「Save The Water」にて講演	松平尚也
10月21日(金)	東京証券会館	連合主催「水基本法(仮称)の制定をめざすシンポジウム」にて「NPOの視点から:新たな公共水道を目指して」と題して講演	堀内葵
12月3日(土)	東京・国連大学	「国際水映画祭 2011」にてシンポジウム登壇および解説トークを担当	堀内葵

執筆活動(メディア掲載など):1回

媒体	内容
「オルタ」2011年7・8月号	「Around The World」にてインドネシア・ジャカルタの水道事業調査および水道私営化の問題点について執筆(堀内葵)

【地域分野】

【2011年度の活動方針】

1. 入門講座「カフェで学ぼうグローバル化」

入門講座は今後も続けていく方針です。2011年2月にファシリテーターを担当する事務局員が二巡するので、新規入会したメンバーも含めて三巡目を計画する予定です。

2. 他団体との協働キャンペーン

2011年3月まで継続される「地球の未来に、いっちょかみ」キャンペーンに引き続き参加していきます。今後も、このような機会には参加していく予定です。

3. 地域活動やつながりの重視

3月20日、21日に福岡で予定されている第17回WTO/FTA-NGOフォーラムに参加し、グローバル化の流れと日本の地域社会との関係や、各地で展開されるユニークな地域活動について、情報発信や情報収集に努め、ネットワークを強化していきます。グローバル化の日本の農山漁村への影響を理解し、地域社会で行われている様々な住民主体の活動を体験する、国内版のスタディ・ツアーを、揖斐川流域(岐阜県西単部)をフィールドにして、NPO法人泉京・垂井と協働で実施していきます。

【2011年度の活動報告と評価】

1. 入門講座「カフェで学ぼうグローバル化」

2010年度に引き続き、2011年度も事務局員が輪番制で行う入門講座「カフェで学ぼう社会の仕組み」を、計2回開催しました。4月からは新シリーズとして、重要な局面を迎えているTPPをテーマに据え、「ホントはどうなの？TPP」と題し、計7回のTPP連続学習会を開催しました。

TPP連続学習会は、事務局員が小テーマごとに担当を決め、カフェ開催形式を変更して主としてAMネット事務所で開催しました。第1回～5回の序盤では、関税や自由貿易・FTA/EPAなどのTPPに至る過程の歴史や仕組み、地域とグローバルのつながりなどを踏まえてTPPの基礎を学習し、終盤の第6回では、日本各地から多数の論客を迎えてさまざまな立場からTPPの問題点を捉え、各地での取り組みを共有しました。最終の第7回では、私たちにできることを全員で考える機会とし、さまざまな意見が交わされ、充実したシリーズとなりました。

活動実績：2回「カフェで学ぼう社会の仕組み」(2010年度シリーズの続き)

時期	場所	内容	主な担い手
1月29日(土)	大阪	第6回「お祭りも、学校も、買い物するところも無いなんて」 ～地方の暮らしから見える世界の困った現実～	若間泰徳
2月26日(土)	大阪	第7回「子どもの貧困 in Japan Part2」 ～心にも広がる貧困～	渡里祐子

活動実績:7回 TPP 連続学習会「ホントはどんなの? TPP」

時期	場所	内容	主な担い手
4月29日(金)	大阪	第1回「関税と自由貿易、その歴史」	原田智子、弓中夏子
5月13日(金)	大阪	第2回「世界のお金の流れ方」 ～貿易のルールから考える～	武田かおり
6月4日(土)	大阪	第3回「地域のつながり、グローバルなつながり」	堀内葵、若間泰徳
6月18日(土)	大阪	第4回「ホントはどんなの? FTA・EPA・MAI」	石中英司、渡里祐子
7月13日(水)	大阪	第5回「TPPとは? 基礎編」	石中英司、堀内葵
7月24日(土)	京都	第6回「どうするTPP? どうなるTPP?」 ～東日本大震災復興の先に見えるもの～	神田浩史、高濱黄太 松平尚也
7月29日(金)	大阪	第7回「わたしたちにできることは?」	石中英司、神田浩史

2. 他団体との協働キャンペーン

関西 NGO 協議会などが主催する「地球の未来に、いっちょかみ」キャンペーンの一環として、浄水場の見学会とトークイベントを実施しました。

活動実績:2回

時期	場所	内容	主な担い手
1月28日(金)	大阪	大阪市柴島浄水場見学会実施	堀内葵、弓中夏子
1月28日(金)	神戸	トークイベント「水からつながる日本とネパール」を PHD 協会、関西 NGO 協議会と共催	堀内葵、松平尚也

3. 地域活動やつながりの重視

2010年10月に当時の菅首相から唐突に発表された TPP(環太平洋経済連携協定)への参加は、例外的な関税撤廃やダンピング禁止をはじめとする貿易自由化や、牛肉月齢や遺伝子組み換え食品の表示義務などでの規制緩和を進めるものであり、医療や投資など社会の様々な面に大きな影響を及ぼすものであるにもかかわらず、政府による情報公開もないまま推し進められてきました。この状況下において、福岡で開催された第17回 WTO/FTA・NGO フォーラムに AM ネットから4名が参加し、TPPの問題点を簡潔に報告しました。

このフォーラムは原発事故によって避難を余儀なくされた人々への対応が議論の中心となりました。原発事故の先行きが不透明であるため、影響が拡大する可能性が高いとの見方で一致し、自主避難する人も含めてさらに避難者が増えると考えられました。関東近辺ではとても避難者を受け入れることが難しくなると予想され、その中で私たちにできることは何かという議論になり、すでに避難者受け入れ体制の準備に動き出していた福岡と岐阜で活動する方々から報告がありました。

4月以降は、グローバル化の問題を基礎的な分野から TPP に至るまでを盛り込んだ連続学習会「ホントはどんなの? TPP」を開催しました。また、AM ネット会報『LIM』やホームページ、ブログでも TPP の内容や問題点を積極的に情報発信しました。

2011年9月に発足した野田内閣は TPP に向けた動きを加速させ、様相は一変しました。同年11月にハワイで行われた APEC を前に、TPP 交渉に参加するか否か緊迫した状況となりました。そこで AM ネットでは「TPP 反対を議員に twitter で伝えようキャンペーン」を実施し、簡易な情報発信ツールである twitter を使って、交渉参加反対を国会議員および一般市民に訴えかけました。さらに11月9日には、コープ自然派京都など3団体とともに「TPP 交渉参加に反対する市民・NGO 緊急記者会見」を実施し、情報公開を訴えました。この会見は京都新聞、毎日新聞、朝日新聞などに掲載されました。

残念ながら野田首相は APEC において TPP 参加に向けた事前協議に入ると表明しました。日本政府は現在、関係国との事前協議を進めています。この状況を受け、12月より NGO や市民が実施する TPP 関連の学習会・研修への講師紹介を始めました。AM ネット事務局スタッフが TPP の概要をより幅広い層に伝え、関心を持ってもらうことが目的です。

なお、揖斐川流域(岐阜県西単部)をフィールドにしたスタディ・ツアーには AM ネットから2名が参加しました。



【組織体制】

【2011年度の活動方針】

1. 会費納入会員数 100 名を目標に、会員減少への対策を協議し実施していきます。
2. JICA 研修並びに関西 NGO 協議会等の外部研修を活用します。
3. ネットワーク活動・他団体との協働を国内・海外ともに進めます。
4. ファンドレイジング(助成金申請)に一層力を入れていきます。
5. 広報強化

ブログ・メルマガの充実、ホームページ改善による広報・情報発信の強化。また CANPAN、チャリティー・プラットフォーム等の導入によって、これまで AM ネットにアクセスがなかった層にアプローチしていきます。

6. 組織体制の強化

2011 年も非常勤職員を継続雇用し組織強化を進めます。顧問制度を再考し、中期計画作成のワークショップを通じて、これまでの活動を振り返り、中期目標を作成します。2011 年度を移行期間とし、単年度の活動方針の決定方法を見直します。また、ワーキンググループの運営方法の見直しを行ない、組織強化を図ります。

【2011年度の活動報告と評価】

1. 会員数と各ウェブツールの推移

	会員				HP アクセス数		ブログアクセス数		メルマガ	twitter
	合計	納入(うち新規)	未納	納入率	合計	1日あたり	合計	1日あたり	登録者数	フォロワー数
2010年	109	73(21)	26	67%	5,758	17	23,048	63	585	-
2011年	106	66(10)	36	62%	5,983	16	29,335	80	566	716

2011 年度の新規会員は 10 名でした。会費納入人数は目標の 100 名に届かず、66 名でした。

2010 年 2 月より HP アクセスカウンタを設置しました。

2011 年 3 月より AM ネット公式 twitter アカウント @amnetosaka を開始しました。

2. 外部研修の活用

2010 年～2011 年前半まで、JICA 研修「組織力アップ！NGO 人材育成研修」の一環として中田豊一氏(参加型開発研究所)と一緒にワークショップを開催し、AM ネットの組織強化を図りました。その結果は広報の強化と中期計画作成に向けた会議開催に現れました。

3. ネットワーク活動

関西 NGO 協議会への加盟を継続し、公益財団法人 PHD 協会との連携でのトークイベントを実施しました。TPP 記者会見で協力した生協や、水分野での NPO 法人水政策研究所、トランスナショナル研究所、ジャカルタの NGO などとの連携も進んでいます。



4. ファンドレイジング

寄付や新たな層へのアプローチを増やすため、CANPAN でのオンラインクレジット決済の申請準備を進めていましたが、定額利用料が必要な新システムに移行したため断念しました。Paypal も検討しましたが、同じく断念しました。助成金申請は、5 本提出し現在 3 本不採択になりました。

5. 広報

会報「LIM」を 3 回発行しました。

- 4 月 第 59 号 特集:脱！TPP
- 7 月 第 60 号 特集:地域社会と経済のグローバル化
- 10 月 第 61 号 特集:ホントはどうなの？TPP

2011 年度から続けてホームページリニューアルを行なっています。新たに始めた twitter アカウント (@amnetosaka) での学習会情報を発信したり、TPP 関連の情報提供によりフォロワー数が増加しています。ブログでも TPP 関連を中心に更新を続けています。

広報を強化するにあたり、AM ネットのイメージを分かりやすく魅力的に伝えるために、キャッチコピーを決定しました。「真面目なだけじゃない、ワクワクして楽しいイメージ」のもと、キャッチコピーは「成長を超えた豊かさへ」、団体紹介は「環境破壊、貧困、過当競争などの社会問題を引き起こしている原因を考えていくと、経済のグローバル化にいきあたります。行きすぎたグローバル化の影の部分に目を向け、人と地域、自然とのバランスのとれた豊かで持続可能な社会を目指して政策提言などを行っている団体です。」に統一します。また、これまで使用してきたふくろうのキャラクター画像を改定します。

6. 組織体制の強化

事務局長交代による引継ぎなどにより、業務整理を行なった一年でした。中期計画作成・組織体制強化について、議論を深めました。11 月に中期計画作成会議を 2 回実施し、中期計画の大枠を議論しました。

顧問制度の再考は 2012 年度に見送ることにしました。

助成金により Ustream 配信用のウェブカメラやプロジェクター、パソコン、プリンタなどを配備し、広報・事務処理能力が大幅に向上しました。また、留守番電話のみの対応であった事務所電話を携帯電話(受け専用)に移行し、タイムリーな対応が可能となりました。

第2号議案 2011年度会計報告

(2011/1/1 ~ 2011/12/31)					
収支計算書(2011年1月1日から2011年12月31日)			貸借対照表(2011/12/31現在)		
科目	金額		達成率 %	科目	金額
	実績	予算			
経常収入				1.資産の部	
1.受取会費				流動資産	
正会員費	206,000	420,000	49.0%	現金	250,602
ROM会員費	6,000	30,000	20.0%	郵便貯金	974,249
2.受取寄付金				郵便振替(AMネット)	266,700
寄付金	147,024	50,000	294.0%	三井住友銀行	117,013
3.受取助成金等				三井住友銀行	50,000
助成金	1,590,000	100,000	1590.0%	りそな銀行	124,420
委託金	769,420	300,000	256.5%	ジャパンネットバンク	193,621
4.活動収入					
シンポジウム参加費	7,500	100,000	7.5%		
セミナー参加費	19,000	100,000	19.0%		
5.その他の収入					
受取利息	315	1,000	31.5%		
雑収入	0	9,000	0.0%		
その他の収入	132,000	100,000	132.0%		
収入合計	2,877,259	1,210,000	237.8%	合計	1,976,605
経常費用				2.負債の部	
1.事業費					
(1)人件費				流動負債	0
給与手当	790,000	1,260,000	62.7%		
通勤交通費	180,000	360,000	50.0%		
(2)その他の経費				負債合計	0
諸謝儀	442,950	100,000	443.0%		
旅費交通費	187,439	70,000	267.8%		
印刷製本費	3,631	30,000	12.1%		
通信運搬費	6,000	30,000	20.0%		
賃貸料	101,486	90,000	112.8%		
団体加入	30,000	30,000	100.0%		
資料費	36,355	40,000	90.9%		
消耗品費	32,568	5,000	651.4%		
設備費	140,395	5,000	2807.9%		
家賃	0	180,000	0.0%		
事業費計	1,950,824	2,200,000	88.7%		
2.管理費					
(1)人件費					
手当	10,000	240,000	4.2%		
(2)その他の経費					
旅費交通費	0	30,000			
印刷製本費	16,890	40,000	42.2%		
通信運搬費	125,238	80,000	156.5%	3.正味財産の部	
賃貸料	103,900	10,000	1039.0%	正味財産	
資料費	1,500	10,000	15.0%		
消耗品費	6,745	10,000	67.5%		
設備費	9,012	10,000	90.1%		
家賃	240,000	60,000	400.0%		
雑費(市民税を含む)	4,935	10,000	49.4%		
管理費計	518,220	500,000	103.6%		
経常費用合計	2,469,044	2,700,000	91.4%		
当期増減額	408,215			前期繰越正味財産	1,568,390
				今回の収支差額	408,215
				正味財産合計	1,976,605
				負債及び正味財産の合計	1,976,605

(単位:円)	1997年度	1998年度	1999年度	2000年度	2001年度	2002年度	2003年度	2004年度
総収入	273,688	649,165	2,491,713	2,943,911	4,042,556	3,696,416	1,079,283	1,283,917
総支出	676,337	837,354	2,822,583	2,939,385	2,918,675	3,802,973	1,253,592	981,299
収支差額	-402,649	-188,189	-330,870	4,526	1,123,881	-106,557	-174,309	302,618
(単位:円)	2005年度	2006年度	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度	2011年度	
総収入	455,438	2,552,930	323,300	256,189	289,360	1,204,844	2,877,259	
総支出	694,760	2,504,883	506,206	454,940	453,539	1,335,553	2,469,044	
収支差額	-239,322	48,047	-182,906	-198,751	-164,179	-130,709	408,215	

会計監査報告

特定非営利活動法人 AM ネットの2011年会計報告について厳正な監査の上、正確であることを確認しました。以上報告致します。

AM ネット 監事 佐野 雅哉
2012年 2月10日



第3号議案 2012年度活動方針案

【穏やかで豊かな地域づくり】

[流域]

持続可能な循環型社会を目指すために、流域循環に視点を置いた域内システムを調査し、成果物として流域マップ作成を始めます。河川流域では本来さまざまな物質の循環や人の行き来があり、それらをすべて把握するのは過大な作業となります。そのため、AM ネットとしてはグローバルな視点も取り入れながら、水と食料を中心に取り組みます。

1. 流域マップ作成プロジェクトチームを立ち上げ、具体的なマップイメージの共有化を図ります。
2. 流域調査ツアーを企画し、流域現場を歩きます。
3. 流域マップを作成します。
4. 流域シンポジウムを開催し、調査結果の報告とともに流域マップの配布を行ないます。

予算:208 万円(交通費、講師謝礼、デザイン費など)

[TPP]

2011年11月にハワイで開催されたAPECにおいて、野田総理がTPP交渉に向けた事前協議への参加を表明しました。2012年は日本の正式参加も含め、TPPがさらに前進することが懸念されます。十分な情報公開が行なわれないまま進むTPPに関する取り組みを具体化させます。

1. 学習会の開催

TPPは経済のグローバル化の流れの中で現れてきた問題の一つであり、新自由主義や市場原理主義などを基盤とする今日のグローバル経済のあり方そのものを問い直す必要があります。2012年度のAMネットの学習会では、TPPとの関連も含めて経済のグローバル化の問題をより広い視点で捉え直し、情報発信します。

2. 研修プログラムの提供や講師紹介の実施

TPP問題について、本格的に研修プログラムの提供や講師紹介を行ないます。

3. 情報発信の強化

従来からのホームページやブログに加えて、2011年から始めたtwitterでの情報発信に事務局スタッフがより一層参加し、ソーシャルメディアを通じた発信を強化します。

4. 情報公開の働きかけ

TPP交渉について情報公開を行なうように、他団体と協力して政府機関に働きかけます。

予算:20 万円(資料印刷費、交通費など)

【食と農】

2011年度に引き続き、経済のグローバル化による食や農業分野への影響について情報収集・調査・分析を行なうとともに、学習会の開催、執筆活動、ソーシャルメディアなどを活用し、持続可能な社会づくりに向けた情報発信を行ないます。

1. 調査研究

TPP や農業の大規模化などを図る国内の農業政策の動向を注視し、その問題点を洗い出し、関係団体とも協力して情報発信の強化を図ります。世界的な人口増加やバイオエネルギーによる食料需給の逼迫や価格高騰、さらに途上国での大規模な農地買収の現況や影響などについて情報収集・分析を行い、それに基づく情報発信を行ないます。

2. 担い手の育成

これまで以上に事務局内での情報の共有化を図り、企画段階から複数のメンバーで連携しながら活動を推進します。

予算:10万円(会場費、講師謝礼、交通費など)

【水と人権】

1. 調査研究

「すべての人にとって水を得ることは人権である」という認識のもと、「公公連携」や「水道民営化ではないオルタナティブ」の事例を世界中および日本各地から収集します。

日本政府や自治体、民間企業が水の商品化を推し進める「水ビジネス」について検証します。国内や海外のNGOと協力して、調査研究や必要な情報収集および分析をし、情報発信を行ないます。

フランス・マルセイユで開催される第6回世界水フォーラムに参加し、日本国内のNGO・労組と協力して日本の市民社会組織としての見解を発表します。

2. 活動の担い手育成

事務局内での勉強会や報告会、外部協力者との連携を通じて情報の共有を図ります。

twitterとブログおよびメールマガジンをういた情報発信を原則として毎月行ないます(年12回)。

講演や主催事業を年間3本以上実施します。

予算:10万円(会場費、講師謝礼、交通費など)

【組織体制】

1. キャッチコピーを利用した広報を実施するとともに、ウェブツールを使って新たな層に向けた情報発信を進めます。会員数150名を目標に、広報を強化します。

2. 2012年度の活動方針に沿って、他団体との協働・ネットワーク拡大を図ります。

3. ファンドレイジング(助成金申請・寄付集め)に力を入れ、持続的な活動を行ないます。

4. 講師派遣や調査研究などの自主事業や中期計画作成を実施するため、非常勤職員を雇用し組織強化を進めます。

第4号議案 2012年度予算案

2012年1月1日 ~ 2012年12月31日

科目	1.情報収集・ 調査研究・政 策提言・啓発 活動	2.連携・調 整	3.その他	合計	備考
・経常収入					
1.受取会費					
正会員費	420,000			420,000	140人×¥3,000
ROM会員費	30,000			30,000	10人×¥30,00
2.受取寄付金					
寄付金	70,000			70,000	
3.受取助成金等					
助成金	2,000,000			2,000,000	桂川流域調査及びシンポジウム(1)
委託金	200,000			200,000	アジアと日本の水事情(3) 水と人権に関する調査研究(4)
4.活動収入					
シンポジウム参加費	80,000			80,000	100人×¥800 桂川流域調査及びシンポジウム(1)
セミナー参加費	50,000			50,000	100人×¥500 TPPに関する学習会および啓発活動(2)
5.その他の収入					
受取利息	1,000			1,000	
雑収入	1,000			1,000	
その他収入	8,000			8,000	
合計	2,860,000			2,860,000	
・経常費用					
1.事業費					
(1)人件費					
給与手当	600,000			600,000	アルバイト人件費
(2)その他の経費					
諸謝儀	200,000			200,000	学習会・シンポ講師・通訳謝礼
旅費交通費	500,000			500,000	交通費
印刷製本費	400,000			400,000	資料作成
通信運搬費	150,000			150,000	
賃貸料	250,000			250,000	シンポジウム会場使用費用
団体加入費		30,000		30,000	関西NGO協議会への加盟(5)
資料費	50,000			50,000	資料購入費
消耗品費	10,000			10,000	文房具などの購入費
設備費	60,000			60,000	
家賃	180,000			180,000	事務所家賃
事業費計	2,400,000			2,430,000	
2.管理費					
(1)人件費					
給与手当	200,000			200,000	アルバイト人件費
(2)その他の経費					
旅費交通費	10,000			10,000	
印刷製本費	20,000			20,000	会報印刷費
通信運搬費	100,000			100,000	会報発送費、インターネット経費など
賃貸料	10,000			10,000	
資料費	10,000			10,000	
消耗品費	5,000			5,000	
設備費	5,000			5,000	
家賃	60,000			60,000	事務所家賃
雑費(市民税を含)	10,000			10,000	
管理費計	430,000			430,000	
経常費用合計	2,830,000	30,000		2,860,000	
当期増減額				0	
前期繰越正味財産				1,568,390	
次期繰越正味財産				1,568,390	



第4号議案 2013年度予算案

2013年1月1日 ~ 2013年12月31日

科目	1.情報収集・ 調査研究・ 政策提言・ 啓発活動	2.連携・調 整	3.その他	合計	備考
・経常収入					
1.受取会費					
正会員費	480,000			480,000	160人×¥3,000
ROM会員費	30,000			30,000	10名×¥30,00
2.受取寄付金					
寄付金	70,000			70,000	
3.受取助成金等					
助成金	2,000,000			2,000,000	桂川流域調査及びシンポジウム(2)
委託金	300,000			300,000	水道事業民営化に関する調査活動(3)
4.活動収入					
シンポジウム参加費	80,000			80,000	100人×¥800 桂川流域調査及びシンポジウム(2)
セミナー参加費	50,000			50,000	100人×¥500 脱グローバリゼーション入門講座の実施(1)
5.その他の収入					
受取利息	1,000			1,000	
雑収入	1,000			1,000	
その他収入	8,000			8,000	
合計	3,020,000			3,020,000	
・経常費用					
1.事業費					
(1)人件費					
給与手当	600,000			600,000	アルバイト人件費
(2)その他の経費					
諸謝儀	200,000			200,000	学習会・シンポ講師・通訳謝礼
旅費交通費	500,000			500,000	交通費
印刷製本費	400,000			400,000	資料作成
通信運搬費	80,000			80,000	
賃貸料	300,000			300,000	シンポジウム等会場使用費用
団体加入費		30,000		30,000	関西NGO協議会への加盟(4)
資料費	30,000			30,000	資料購入費
消耗品費	10,000			10,000	文房具などの購入費
設備費	50,000			50,000	
家賃	180,000			180,000	事務所家賃
事業費計	2,350,000			2,380,000	
2.管理費					
(1)人件費					
給与手当	405,000			405,000	アルバイト人件費
(2)その他の経費					
旅費交通費	10,000			10,000	
印刷製本費	20,000			20,000	会報印刷費
通信運搬費	100,000			100,000	会報発送費、インターネット経費など
賃貸料	10,000			10,000	
資料費	10,000			10,000	
消耗品費	10,000			10,000	
設備費	5,000			5,000	
家賃	60,000			60,000	事務所家賃
雑費(市民税を含む)	10,000			10,000	
管理費計	640,000			640,000	
経常費用合計	2,990,000	30,000		3,020,000	
当期増減額				0	
前期繰越正味財産				1,568,390	
次期繰越正味財産				1,568,390	



第5号議案 2012年度事業計画書

特定非営利活動法人 AM ネット

I 事業の実施方針

- (1) 持続可能な循環型社会を目指すために、流域循環に視点を置いた域内システムを調査し、成果物として流域マップ作成を始めます。
- (2) TPP について参加する方向を政府が表明しましたが、その実態はまだよく分からず、多くの市民が疑問を抱えた状態です。TPP との関連も含めて経済のグローバル化の問題をより広い視点で捉え直し、情報発信します。
- (3) TPP や農業の大規模化などを図る国内の農業政策の動向を注視し、その問題点を洗い出し、関係団体とも協力して情報発信の強化を図ります。世界的な人口増加やバイオエネルギーによる食料需給の逼迫や価格高騰、さらに途上国での大規模な農地買収の現況や影響などについて情報収集・分析を行い、それに基づく情報発信を行ないます。
- (4) 2012年3月に世界水フォーラムがフランスのマルセイユで実施されます。世界水フォーラムでの議論と合わせ、私たちの水とのかかわりや人権という観点から考察を深めます。

II 事業の実施に関する事項

1 特定非営利活動に係る事業

(1) 政策提言及び啓発活動に係る事業

【内 容】 桂川流域調査およびシンポジウム

【実施場所】 京都府桂川流域

【実施日時】 2012年1月～12月

【事業の対象者】 AM ネット会員および一般申込者

【収 入】 2080 千円

【支 出】 2000 千円

【内 容】 TPP に関する学習会および啓発活動

【実施場所】 AM ネット事務所、ほか

【実施日時】 2012年3月～8月

【事業の対象者】 AM ネット会員および一般申込者

【収 入】 50 千円

【支 出】 200 千円

【内 容】 アジアと日本の水事情・農業事情に関する学習会および調査研究、啓発活動

【実施場所】 大阪市内カフェ、AM ネット事務所

【実施日時】 2012年2月～12月

【事業の対象者】 AM ネット会員および一般申込者

【収 入】 100 千円

【支 出】 100 千円

【内 容】 水と人権に関する調査研究

【実施場所】 AM ネット事務所、ほか

【実施日時】 2012年1月～12月

【事業の対象者】 AM ネット会員および一般申込者

【収 入】 100 千円

【支 出】 100 千円



第5号議案 2013年度事業計画書

特定非営利活動法人 AM ネット

I 事業の実施方針

- (1) 世界情勢を踏まえ、脱グローバル化に向けたセミナーを開催します。
- (2) 桂川流域の循環という視点からの調査を継続し、流域マップを活用した活動を行います。
- (3) 「水道民営化」の問題点と持続可能な水資源のあり方に関して、国内や海外の NGO とのネットワークを強め、調査研究を行います。

II 事業の実施に関する事項

1 特定非営利活動に係る事業

(1) 政策提言及び啓発活動に係る事業

【内 容】 脱グローバル化入門講座の実施

【実施場所】 AM ネット事務所

【実施日時】 2013年4月～12月

【事業の対象者】 AM ネット会員および一般申込者

【収 入】 50 千円

【支 出】 50 千円

【内 容】 桂川流域調査及びシンポジウム

【実施場所】 京都府桂川流域

【実施日時】 2013年4月～12月

【事業の対象者】 AM ネット会員および一般申込者

【収 入】 2080 千円

【支 出】 2000 千円

【内 容】 水道事業の民営化と持続可能な水資源に関する調査活動

【実施場所】 AM ネット事務所、大阪市内

【実施日時】 2013年1月～12月

【事業の対象者】 AM ネット会員および一般申込者

【収 入】 300 千円

【支 出】 300 千円



第6号議案 定款変更

1、第1章第4条 活動種類に以下を追加

学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
 まちづくりの推進を図る活動
 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
 子どもの健全育成を図る活動
 情報化社会の発展を図る活動
 科学技術の振興を図る活動
 経済活動の活性化を図る活動
 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
 消費者の保護を図る活動

変更後(活動の種類)

第4条 この会は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動法人促進法第2条別表に規定する次の各号に掲げる事業を行う。

- 1.保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- 2.社会教育の推進を図る活動
- 3.まちづくりの推進を図る活動
- 4.学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- 5.環境の保全を図る活動
- 8.人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- 9.国際協力の活動
- 10.男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- 11.子どもの健全育成を図る活動
- 12.情報化社会の発展を図る活動
- 13.科学技術の振興を図る活動
- 14.経済活動の活性化を図る活動
- 15.職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- 16.消費者の保護を図る活動
- 17.前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

2、第4章第27条 会員総会委任状のメール回答について明記「又は電子媒体による書面」を追記。

変更後(書面表決等)

第27条 やむを得ない理由のため、総会に出席できない会員は、あらかじめ書面又は電子媒体による書面をもって表決し、又は他の社員を代理人として表決を委任することができる。

AM ネット定款

特定非営利活動法人AMネット定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人AMネットという。英語名をAM Netと表示する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を大阪府大阪市北区国分寺1丁目7番14国分寺ビル6階に置く。

(目的)

第3条 この法人は、広く開発、人権、環境などの分野における様々な問題について、国内外のNGO等と協力して、諸政府・諸機関に働きかけ、国内外での開発と経済協力が、人権と環境を守り、貧困や不正を是正し、持続可能な発展を実現するものになるよう、活動していることを目的とする。

(活動の種類)

第4条 この会は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動法人促進法第2条別表に規定する次の各号に掲げる事業を行う。

- 1.保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- 2.社会教育の増進を図る活動
- 3.まちづくりの増進を図る活動
- 4.学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- 5.環境の保全を図る活動
- 8.人権の擁護又は平和の増進を図る活動
- 9.国際協力の活動
- 10.男女共同参画社会の形成の増進を図る活動
- 11.子どもの健全育成を図る活動
- 12.情報化社会の発展を図る活動
- 13.科学技術の振興を図る活動
- 14.経済活動の活性化を図る活動
- 15.職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- 16.消費者の保護を図る活動

17.前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動にかかわる事業として、次の事業を行う。特定非営利活動に係る事業

1. 目的達成に関連する情報収集と調査研究・政策提言および啓発活動に係る事業
2. 国内外の関係団体との連携・調整活動に係る事業
3. その他目的を達成するために必要な事業

第2章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の4種類とし、一般会員・学生会員・維持会員をもって特定非営利活動促進法上の社員とする。

(1) 一般会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体

(2) 学生会員 この法人の目的に賛同して入会した学生個人

(3) 維持会員 この法人の事業の目的に賛同して、活動を支援し、維持するために入会した個人又は団体

(4) ROM会員 この法人による会報・情報入手するために入会した個人又は団体

(入会)

第7条 会員として入会しようとするものは、会員の種別を記載した入会申込書を代表理事に提出しなければならない。

2 代表理事は、正当な理由がない限り、社員の資格の取得を承諾しなければならない。ただし、正当な理由により資格の取得を承諾できない場合は、書面によりその旨を通知しなければならない。

(会費)

第8条 会員は総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員は、次の各号のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 除名されたとき。
- (3) 会費を2年以上滞納したとき。

(4) 死亡し、または失踪宣告を受けたとき。
(5) 会員である団体が解散をし、または破産したとき。

(退会および除名)

第10条 会員は、任意に退会することができる。

2 代表理事は、会員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の議決を経て、その会員を除名することができる。

(1) 法令またはこの定款に違反したとき。
(2) この法人の名誉を毀損し、または第3条に規定する目的に反する行為をしたとき。

3 前項の規定により会員を除名しようとするときは、その会員に対し、前項の議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(提出金品の不返還)

第11条 会員が納入した入会金、会費及びその他の提出金品はその理由を問わず、これを返還しない。

第3章 役員

(役員の種類および定数)

第12条 この法人に、次の各号に掲げる役員を置く。

(1) 理事 3人以上 (2) 監事 1人以上

2 理事のうち、1人を代表理事、1人以上2人以内を副代表理事とする。

3 理事及び監事は、総会において選任する。

4 代表理事、副代表理事は、理事の互選により定める。

5 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることにはならない。

6 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職務)

第13条 代表理事は、この法人を代表し、その業務を統括する。

2 副代表理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故があるとき、又は代表理事が欠けたときは、代表理事があらかじめ指名した順序によりその職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う

(1)理事の業務執行の状況を監査すること。
(2)この法人の財産の状況を監査すること。

(3)前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は大阪府知事に報告すること。

(4)前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。

(5)理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

(任期)

第14条 役員の任期は、2年とする。但し、再任を妨げない。

2 補欠又は増員により選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

3 前2項の規定にかかわらず、任期の末日において後任の役員が選出されていないときは、その任期を、任期の末日後、最初の総会が終結するまで伸長する。

(欠員補充)

第15条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第16条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の議決により、これを解任することができる。但し、(理事会において、)その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1)心身の故障のため、職務の執行に堪えられないと認められるとき。

(2)職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第17条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を支弁する事ができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(顧問)

第18条 この法人は、顧問を置くことができる。

2 顧問は、会員の推薦により、理事会の議決を経て、代表理事が委嘱する。

3 顧問は、この会の運営または業務の処理に関して代表理事の諮問に答え、または代表理事に対して意見を述べる。

4 顧問に関する必要な事項は理事会の議決を経て、代表理事が定める。

第4章 総会

(種別)

第19条 この法人の総会は、通常総会と臨時総会とする。

(構成)

第20条 総会は、社員をもって構成する。

(権能)

第21条 総会は、以下の事項について議決する。

(1)定款の変更 (2)解散 (3)合併 (4)事業計画及び収支予算 (5)事業報告及び収支決算 (6)理事及び監事の選任又は解任、職務及び報酬 (7)会費の額 (8)その他運営に関する重要事項

(開催)

第22条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認めたとき。

(2) 社員の5分の1以上から会議の目的を記載した書面によって開催の請求があったとき。

(3) 監事が第13条第4項第4号の規定により招集したとき。

(招集)

第23条 総会は、代表理事が招集する。但し、前条第2項第3号の規定による場合は、監事が招集する。

2 代表理事は、前条第2項第2号の規定による請求があった場合は、その日から30日以内に臨時総会を開かなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第24条 総会の議長は、総会に出席した社員のうちから、社員の互選によって定める。

(定足数)

第25条 総会は、社員の5分の1の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第26条 総会における決議事項は、第23条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議決事項は、この定款で定めるもののほか、出席社員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところとする。

(書面表決等)

第27条 やむを得ない理由のため、総会に出席できない会員は、あらかじめ書面又は電子媒体による書面をもって表決し、又は他の社員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における前2条の規定の適用については、その社員は総会に出席したものとみなす。

3 総会の議決について、特別の利害関係を有する社員は、その議決に加わることができない。



<p>(議事録)</p> <p>第28条 総会の議事については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成し、これを保存しなければならない。</p> <p>(1)日時及び場所 (2)社員の現在数 (3)出席した社員の数(書面表決者及び表決委任者については、その旨を明記すること。)</p> <p>(4)審議事項及び議決事項 (5)議事の経過の概要及びその結果 (6)議事録署名人の選任に関する事項</p> <p>2 議事録には、その会議において出席した社員の中から選任された議事録署名人2名以上が、議長とともに署名押印しなければならない。</p> <p>第5章 理事会 (構成)</p> <p>第29条 理事会は、理事をもって構成する。</p> <p>2. 監事は、理事会に出席し、意見を述べることができる。</p> <p>(権能)</p> <p>第30条 理事会は、この定款で別に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。</p> <p>(1) 総会に付議すべき事項 (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項 (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項</p> <p>(開催)</p> <p>第31条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。</p> <p>(1) 代表理事が必要と認めるとき。 (2) 理事総数の5分の1以上の理事から会議の目的を記載した書面によって開催の請求があったとき。</p> <p>(招集)</p> <p>第32条 理事会は代表理事が招集する。</p> <p>2 代表理事は、前条第2号の規定による請求があったときは、その日から20日以内に理事会を招集しなければならない。</p> <p>3 理事会を招集するときは、会議の日時場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも3日前までに通知しなければならない。</p> <p>(議長)</p> <p>第33条 理事会の議長は、代表理事または代表理事が指名したものとす。</p> <p>(議決)</p> <p>第34条 理事会の議事は、出席した理事の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決する。</p> <p>2 付議する事項につき特別な利害関係を有する理事は、その事項について議決権を行使することができない。(書面表決等)</p> <p>第35条 やむを得ない理由により、理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項のそれぞれについて、書面をもって表決することができる。</p> <p>2 第1項の規定により表決権を行使する理事は、第34条第1項の規定の適用については、理事会に出席したものとみなす。</p> <p>(議事録)</p> <p>第36条 理事会の議事については、次の各号に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。</p> <p>(1) 日時および場所 (2) 理事の総数 (3) 出席した理事の氏名(前条第1項の規定により表決権を行使した理事がいる場合にあっては、その旨およびその氏名を付記すること。)</p> <p>(4) 審議事項及び議決事項 (5) 議事の経過の概要および表決の結果 (6) 議事録署名人の選任に関する事項</p> <p>2 議事録には、議長および理事会に出席した理事のうちから理事の互選によって定められた議事録署名人1人以上が署名しなければならない。</p> <p>第6章 資産、会計及び事業計画 (資産)</p> <p>第37条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。</p> <p>(1) 財産目録に記載された財産 (2) 会費</p>	<p>(3) 寄附金 (4) 財産から生じる収入 (5) 事業に伴う収入 (6) その他の収入 (資産の管理)</p> <p>第38条 資産は、代表理事が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、代表理事が定める。</p> <p>(経費の支弁)</p> <p>第39条 この法人の経費は、資産をもって支弁する。(事業計画及び予算)</p> <p>第40条 この会の事業計画およびこれに伴う収支予算に関する書類は、毎事業年度ごとに代表理事が作成し、総会の議決を経なければならない。</p> <p>2 代表理事は、第1項の議決を経た事業計画および収支予算について、理事会の議決を経て変更することができる。この場合において、代表理事は、変更した内容について、その変更後の最初の総会に報告しなければならない。</p> <p>(予備費の設定及び使用)</p> <p>第41条 前条に規定する予算には、予算超過又は予算外の支出に充てるため、予備費を設けることができる。</p> <p>2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。</p> <p>(暫定予算)</p> <p>第42条 第40条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、理事会の議決を経て予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出することができる。</p> <p>2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。</p> <p>(事業報告書及び決算)</p> <p>第43条 この会の事業報告および決算は、代表理事が事業年度終了後速やかに、事業報告書、財産目録、貸借対照表および収支計算書として作成し、監事の監査を受け、理事会に報告したうえで、その事業年度終了後の通常総会の議決を経なければならない。</p> <p>(事業年度)</p> <p>第44条 この法人の事業年度は、毎年1月1日に始まり、同年12月31日に終わる。</p> <p>第7章 事務局 (設置)</p> <p>第45条 この会は、事務を処理するため事務局を置く。</p> <p>2 事務局には、事務局長および事務局員を置く。</p> <p>3 事務局長は、理事会の議決を経て、代表理事が任免する。</p> <p>4 事務局員は、事務局長の提案に基づいて、代表理事が任免する</p> <p>第8章 定款の変更及び解散 (定款の変更)</p> <p>第46条 この定款の変更は、総会において出席した社員総数の過半数による議決を経、かつ、特定非営利活動定款法第25条第3項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を経なければならない。</p> <p>(解散)</p> <p>第47条 この法人は、次に掲げる事由によって解散する。</p> <p>(1) 総会の決議 (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能 (3) 社員の欠亡 (4) 合併 (5) 破産 (6) 大阪府知事による認証の取消し</p> <p>2 総会の決議により解散する場合は、社員総数の4分の3以上の議決を経なければならない。</p> <p>(残余財産の帰属)</p> <p>第48条 この会が解散したとき(合併または破産による解散を除く。)に有する残余財産は、社員総会の議決を経て、次のものに該当する者に帰属する。</p> <p>特定非営利活動法人</p>	<p>第9章 総則 (公告)</p> <p>第49条 この法人の公告は官報により行う。</p> <p>(委任)</p> <p>第50条 この定款の施行について必要な事項は、定款で定めるほか、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。</p> <p>附則</p> <p>1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。</p> <p>2 この法人の設立時の会費は、第8条の規定にかかわらず、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>(1)一般会員 年会費 (個人)3000円 (団体)5000円</p> <p>(2)学生会員 年会費 2000円</p> <p>(3)維持会員 年会費 (個人)5000円 (団体)10000円</p> <p>(4)ROM会員 年会費 (個人)3000円 (団体)5000円</p> <p>3 この法人の設立当初の役員は、第12条第3項及び第4項の規定にかかわらず、次に掲げるとおりとし、その任期は、第14条第1項及び第2項の規定にかかわらず、2005年3月31日までとする。</p> <p>(1)理事</p> <p>(1)代表理事 神田浩史 (2)副代表理事 石中英司 (3)理事 川上豊幸 南伊紀子 佐野雅哉 武田かおり</p> <p>(4)監事</p> <p>氏名 川村雅雄 中山敦子</p> <p>4 この法人の設立初年度の事業計画及び予算は、第40条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。</p> <p>5 この法人の設立初年度の事業年度は、第44条の規定にかかわらず、成立の日から2003年12月31日までとする。</p> <p>特定非営利活動法人 AMネット 設立代表者 神田 浩史 印 制定日 2002年12月19日 改訂日 2004年 2月26日 改訂日 2005年 2月26日 改訂日 2007年 2月24日 改訂日 2012年 3月 4日</p>
--	--	---

